

装事需第9号

27.10.1

一部改正 装官總第5085号

令和2年3月31日

装備政策部長
調達管理部長
調達事業部長
長官官房総務官
長官官房会計官殿
長官官房監察監査・評価官
装備政策部装備政策課長
調達管理部調達企画課長
調達事業部需品調達官

防衛装備庁長官

(公印省略)

防衛装備庁の民間船舶の運航・管理事業においてPFI方式により契約
を行う場合の手続きについて（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：調達事業部調達総括官、調達事業部各総括装備調達官、調達事業部各調達
官（需品調達官を除く。）、調達事業部各室長、統合幕僚監部総務部総務課
長、民間海上輸送力活用事業推進委員会

1 目的

この通達は、防衛装備庁の民間船舶の運航・管理事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号。以下「PFI法」という。）並びに予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第91条第2項により価格その他の条件が国にとって最も有利なものを持って申込みをした者を落札者とする方式「以下「総合評価落札方式」という。）を適用して、落札者の決定及び契約の締結を行う場合の事務手続について定めることを目的とする。

2 用語の意義

- (1) 本PFI事業 民間船舶の運航・管理事業をいう。
- (2) 担当官 支出負担行為担当官をいう。
- (3) 民間海上輸送チーム 民間海上輸送力活用事業推進委員会をいう。
- (4) 有識者等委員会 民間船舶の運航・管理事業の透明性を図るなどの目的で設置された有識者等委員会をいう。
- (5) 実施方針 PFI法第5条に基づく民間船舶の運航・管理事業に関する実施方針をいう。
- (6) 競争的対話 入札参加予定者が国の意図に合致した提案を作成できるよう、提案書作成に関する質問への回答を行うことをいう。

3 適用範囲

この通達は、本PFI事業の契約に適用するものとする。

4 入札公告

- (1) 調達事業部需品調達官は、本PFI事業について総合評価落札方式により落札者を決定するものとし、その旨及びその方法を公告において明らかにするものとする。
- (2) 前号に規定する公告は、特別の事情が無い限り公告に示す入札参加表明書提出期限の少なくとも10日前までに行うものとする。
- (3) 第1号に規定する公告は、防衛装備庁所定の場所に掲示する他、民間海上輸送チームと連携して、公表するものとする。

5 入札説明書

- (1) 調達事業部需品調達官は、前項第1号の公告を行うに際し、実施方針にのっと

り、有識者等委員会の議事を経て、民間海上輸送チームが策定する次に掲げる事項を含め、必要な全ての情報を記載した入札説明書を作成するものとする。

- ア 業務要求水準書
- イ 事業者選定基準
- ウ 基本協定書案
- エ 事業契約書案
- オ その他

(2) 調達事業部需品調達官は、入札参加希望者から前号の入札説明書の交付について申請があった場合には、当該説明書を速やかに交付するものとする。

6 入札説明会

- (1) 調達事業部需品調達官は、必要に応じ、入札説明会を第4項第1号の公告に示す入札参加表明書提出期限の少なくとも7日前までに行うものとする。
- (2) 調達事業部需品調達官は、入札説明会の日時、場所等をあらかじめ第4項第1号の公告により明らかにしなければならない。
- (3) 調達事業部需品調達官は、入札説明会への出席を入札応募の前提条件としてはならない。また、入札の評価に当たっても考慮してはならない。

7 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 調達事業部需品調達官は、第4項第1号の公告に示す入札説明書等に関する質問を入札参加希望者等から受け付けるものとする。
- (2) 調達事業部需品調達官は入札参加希望者等から質問を受け付けた場合には、民間海上輸送チームと連携して、回答を作成し公表するものとする。

8 事業者選定基準に基づく第1次審査

- (1) 調達事業部需品調達官は、入札参加希望者から入札参加表明書並びに資格及び実績等を証明する資料を受理したときは、入札説明書等に基づき第4項第1号の公告に示す要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、民間海上輸送チームに照会し、必要がある場合には再検討するものとする。
- (2) 調達事業部需品調達官は、前号の審査の結果を入札参加希望者に通知するものとする。なお、前号の審査において入札への参加を認められなかった場合は入札に参加させないものとする。
- (3) 調達事業部需品調達官は、第1号の審査において入札への参加を認められなかった入札参加希望者からその理由について説明を求められた場合には、民間海上輸送チームと連携して審査理由について書類の作成を行い回答するものとする。

9 競争的対話

- (1) 調達事業部需品調達官は、第1次審査において、入札への参加を認められた者（第3号において「入札参加予定者」という。）があった場合には、競争的対話への参加を招請し、参加する入札参加予定者から質問書を受領した後、質問書を民間海上輸送チームに送付するものとする。
- (2) 調達事業部需品調達官は、民間海上輸送チームの協力を得て、専門的知見を有する第三者の同席の下、第4項第1号の公告に示すところにより競争的対話を実施し、業務要求水準の解釈、提案予定内容及びその解釈、リスク分担の詳細等について確認等を行うものとする。
- (3) 競争的対話においては、すべての入札参加予定者を平等に扱うものとし、差別的な方法で情報を提供してはならない。また、入札参加予定者が提案した解決策、機密情報等は、当該入札参加予定者の同意なく、他の入札参加予定者に漏示してはならない。

10 事業者選定基準に基づく第2次審査

- (1) 調達事業部需品調達官は、入札者から入札書並びに入札の申込みに係る性能等に関する書類等（以下「提案書」という。）を受理したときは、入札者立ち会いのもと、開札日時に入札書を開封し、入札価格の確認を行うものとする。
- (2) 調達事業部需品調達官は、入札価格が予定価格の制限の範囲外の場合は、再度入札を続け、すべての入札者が辞退した場合には、再公告を行うものとする。
- (3) 調達事業部需品調達官は、落札者決定までの間、入札価格を適切に管理するため、入札書を金庫等施錠できる場所に保管を行うものとする。
- (4) 調達事業部需品調達官は、入札価格が予定価格の制限の範囲内となった入札者の提案書の写しを統合幕僚監部総務部総務課長及び装備政策部装備政策課長に送付し、基礎点及び加算点の総合評価に関する審査を依頼するものとする。なお、審査を依頼したすべての提案書に基礎点が付与されなかった場合は、その旨を入札者へ通知し、再公告するものとする。
- (5) 調達事業部需品調達官は、統合幕僚監部総務部総務課長及び装備政策部装備政策課長から基礎点に関する審査結果並びに加算点に関する有識者等委員会の審議結果及び内容の確認に必要な資料を受領した場合には、直ちに総合評価の得点の付与に関する書類の作成を行い、調達管理部調達企画課長に対し確認を依頼するものとする。

11 性能等の評価審査

調達管理部調達企画課長は、前項第5号の規定により調達事業部需品調達官からの確認依頼があった場合には、直ちに総合評価の得点等について確認を行い、その

結果を調達事業部需品調達官に通知するものとする。

1 2 落札者の決定

- (1) 調達事業部需品調達官は、前項の規定により調達管理部調達企画課長から審査結果の通知があった場合には、第5項の入札説明書に示す事業者選定基準に基づき、予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した入札参加者それぞれについて、入札価格及び事業提案の審査結果をもとに総合評価を実施し、担当官の決裁を得て落札者を決定するものとする。
- (2) 前号の場合において数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、くじを引かない相手方があるときは、入札に係わらない防衛装備庁の職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 調達事業部需品調達官は、落札結果を統合幕僚監部総務部総務課長及び民間海上輸送チームに報告し、入札者に通知するものとする。

1 3 総合評価に関する記録の整備等

調達事業部需品調達官は、入札者の申込みに係る性能等の評価及び落札の結果について直ちに記録するものとする。特に、技術的要件の審査結果については、有識者等委員会から送付を受けた各評価項目の審議結果及び審査資料を整備、記録し、入札者の苦情等に適切に対応するものとする。

1 4 評価内容の公表

調達事業部需品調達官は、落札者を決定した後、民間海上輸送チームと連携して公表しようとする事業提案に係る資料を作成、公表するものとする。ただし、入札者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのある情報は公表してはならない。

1 5 基本協定の締結

調達事業部需品調達官は、第5項の入札説明書に示す基本協定書案を基準として落札者との間で、基本協定を締結するものとする。

1 6 事業契約の締結

調達事業部需品調達官は、第5項の入札説明書に示す事業契約書案を基準として、落札者が設立する会計法上の株式会社たる特別目的会社との間で、事業契約を締結するものとする。

1.7 評価内容の担保

調達事業部需品調達官は、総合評価において評価した性能等の履行を確保するため特別目的会社に対し、性能等が記載されている提案書の内容等を事業契約書に添付させるものとする。